

平成22年9月第26回互理町議会定例会会議録（第4号）

○ 平成22年9月9日第26回互理町議会定例会は、互理町議会議事堂に招集された。

○ 応招議員（20名）

1 番 小野 一雄 2 番 熊澤 勇

3 番 鞠子 幸則 4 番 相澤 久美子

5 番 渡邊 健一 6 番 高野 孝一

7 番 宍戸 秀正 8 番 安藤 美重子

9 番 鈴木 高行 10番 平間 竹夫

11番 佐藤 アヤ 12番 佐藤 實

13番 山本 久人 14番 熊田 芳子

15番 安田 重行 16番 永浜 紀次

17番 高野 進 18番 島田 金一

19番 安細 隆之 20番 岩佐 信一

○ 不応招議員（0名）

○ 出席議員（20名） 応招議員に同じ

○ 欠席議員（ 0名） 不応招議員に同じ

○ 説明のため出席した者の職氏名

町長	齋藤邦男	副町長	齋藤貞
総務課長	森忠則	企画財政課長	佐藤仁志
税務課長	日下初夫	保健福祉課長	佐藤浄
町民生活課長	安喰和子	産業観光課長	東常太郎
わたり温泉鳥の海所長	作間行雄	都市建設課長	古積敏男
上下水道課長	清野博文	会計管理者兼会計課長	齋藤良一
教育長	岩城敏夫	学務課長	遠藤敏夫
生涯学習課長	佐々木利久	農業委員会事務局長	酒井庄市
代表監査委員	齋藤功		

○ 事務局より出席した者の職氏名

事務局長	佐藤正司	庶務班長	牛坂昌浩
書記	佐藤義行		

議事日程第4号

〔議事日程表末尾掲載〕

本日の会議に付した案件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 議案第 5 3 号 亶理町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 3 議案第 5 4 号 工事請負契約の締結について（平成 2 1 年度狐塚橋架替工事（繰越事業））
- 日程第 4 議案第 5 5 号 工事請負契約の締結について（平成 2 2 年度亶理町地域防災無線簡易型デジタル移動無線システム整備工事）
- 日程第 5 議案第 5 6 号 工事請負契約の締結について（平成 2 2 年度亶理第 5 - 1 号汚水幹線（その 2）工事）
- 日程第 6 議案第 5 7 号 平成 2 2 年度亶理町一般会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 7 議案第 5 8 号 平成 2 2 年度亶理町公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 8 議案第 5 9 号 平成 2 2 年度亶理町老人保健特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 9 議案第 6 0 号 平成 2 2 年度亶理町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 1 0 議案第 6 1 号 平成 2 2 年度亶理町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 1 1 議案第 6 2 号 平成 2 2 年度亶理町水道事業会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 1 2 報告第 4 号 平成 2 1 年度亶理町健全化判断比率及び資金不足比率について
- 日程第 1 3 報告第 5 号 平成 2 1 年度亶理町水道事業会計の資金不足比率について

午前9時57分 開議

議長（岩佐信一君） おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

なお、暑い方は上着を脱ぐことを許可いたします。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（岩佐信一君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第110条の規定により、9番 鈴木高行議員、10番 平間竹夫議員を指名いたします。

日程第2 議案第53号 亶理町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

議長（岩佐信一君） 日程第2、議案第53号 亶理町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

〔議事日程表末尾掲載〕

議長（岩佐信一君） 当局から提案理由の説明を求めます。総務課長。

総務課長（森 忠則君） それでは、議案第53号、議案の1ページ目でございます。

亶理町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

まず、本文を読み上げます。

亶理町職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第6条の次に次の1条を加える。

第6条の2、給与からの控除。町長は、法第25条第2項の規定に基づき給与を支給する際、職員の給与から次に掲げるものを控除することができる。

1号、宮城県市町村職員共済組合及び公立学校共済組合宮城県支部があつせんした物品の購入代金及び貸付償還金。

2号、団体契約の生命保険料、損害保険料及び個人年金保険料。

第3号、各種預貯金。

第4号、その他町長が適当と認めるもの。

附則、この条例は、平成22年10月1日から施行する。

今回の改正でございますが、第6条の次に1条を加えるというふうな内容でございます。

第6条の2の法第25条第2項、これにつきましては地方公務員法でございます。この条文を読み上げますと、「職員の給与は、法律又は条例により特に認められた場合を除き、通貨で、直接職員に、その全額を支払わなければならない」というふうな条文でございます。これでいきますと、直接控除はできないというふうな条文になっております。

法的にきちんと整備しなさいというふうな指導が国並びに県の方からございました。今回、こういう条例を整備して、職員の給与から、1号から4号に係るまでも控除できるような法整備を行ったというふうなことでございます。実際上は、職員の同意を得て、もちろん職員からの要請もございますけれども、こういう1号から3号までの関係については現在も控除を行っておるというふうな状況で、実質上の業務については何ら変わるところはございません。以上でございます。

議長（岩佐信一君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） 質疑なしと認めます。

これより、討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） 討論なしと認めます。

これより、議案第53号 亶理町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） 異議なしと認めます。よって、議案第53号 亶理町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の件は原案のとおり可決されました。

日程第3 議案第54号 工事請負契約の締結について（平成21年度狐塚
橋架替工事（繰越事業））

議長（岩佐信一君） 日程第3、議案第54号 工事請負契約の締結についての件を議題といたします。当局から提案理由の説明を求めます。企画財政課長。

企画財政課長（佐藤仁志君） それでは、議案書2ページをお願いします。

議案第54号 工事請負契約の締結について。

地方自治法第96条第1項第5号の規定により、次のとおり契約を締結することができるものとする。

記。1、工事名、平成21年度狐塚橋架替工事（繰越事業）。2、請負金額7,455万円。契約の相手方、亘理町字東郷209番地5、阿部春建設株式会社。

今回のこの請負契約については、落札率は98.75%でございました。

次のページ、3ページをお願いしたいと思います。

資料関係に参ります。簡単にご説明申し上げます。

平成21年度狐塚橋架替工事（繰越事業）ということでございます。

1、入札年月日、平成22年8月23日。

2、入札の方法、条件付き一般競争入札でございます。これについては、条件については、2項目、大事な部分がございます。まず、1点目は、亘理町内に本店を有する事業者で、建設企業法による土木工事一式について特定建設業の許可を受けているものというのが、まず一つの条件でございます。2点目は、建設業法第27条の23の規定する経営事項の審査結果で、土木一式工事について、総合評定値、P点ですけれども、これが700点以上のものという条件でございます。

3、入札業者。今回、一般競争入札でございますから、当然、業者の方で、この条件に合う業者について申請をするという形で申請を受け付けた業者については、阿部春建設株式会社、千石建設株式会社、株式会社八木工務店、株式会社阿部工務店、株式会社斎藤工務店の5社が申し込みされております。

4、入札回数、3回。

5、工事場所、亘理町字下茨田地内。

6、工事の概要、狐塚橋架替工事。狐塚橋（町道狐塚線）、幅員が10メートル（有効幅員が9メートル）、橋長の延長が22.8メートル。上部工としまして、プレテンション方式PC単純中空床版橋。PC桁、Nが13本。下部工、逆T字式橋台、左岸橋台、高さが、Hが、4,300ミリメートル。右岸橋台、H、イコール、5,000ミリメートル。基礎工、PHC杭、口径500ミリ、延長で6メートル。左岸側、Nが8本。右岸側が、Nが14本でございます。仮設工一式。

7、工期、平成22年9月10日から平成23年3月25日でございます。

4ページには、この橋の架替工事の図面が、詳細な断面図、側面図、平面図がございますので、ご参照をいただきたいと思っております。

以上で説明を終わります。

議長（岩佐信一君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。3番鞠子幸則議員。

3番（鞠子幸則君） 若干、今述べられましたけれども、競争参加資格についてももう少し詳しく説明ください。

議長（岩佐信一君） 企画財政課長。

企画財政課長（佐藤仁志君） 参加資格は、先ほどもご説明申し上げましたけれども、条件付きというのは、まず、1点目が、亘理町内に本店または営業所を持っている。そして、建設業法の土木工事一式の特定建設業、要するに、特定建設業というのは、下請が3,000万円以上の場合にできるということでの許可があるというのが大変大事な項目でございます。ですから、建設業法の中での工事の中での区分の中には、特定建設業と一般建設業ということで区分をさせていただいているところでございます。

2点目が、県の方の経営事項審査結果の土木工事一式の評定値、総合的な点数でございます。業者さんの方の工事实績を勘案された実績が、総合評定値（P点）が700点以上というふうな条件を付されている条件付きの一般競争入札で、内容はそういうふうになっております。以上です。

議長（岩佐信一君） 鞠子幸則議員。

3番（鞠子幸則君） その2点はわかりますけれども、この入札のときに、条件付き一般競争入札、公告やっているはずなんですね。そのときに、もう少し、8項目ぐ

らい競争参加資格あったはずなんですね。もし資料があれば、お願いいたします。

議長（岩佐信一君） 企画財政課長。

企画財政課長（佐藤仁志君） 競争参加資格の入札公告した場合の項目については、今、鞠子議員さんがおっしゃるとおり、8項目でございます。

まず、詳細にわたりまして説明しますと、1点目が、平成21年、22年度の亶理町建設工事入札参加資格者名簿に記載されているものであること。

2点目が、地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないものであること。

3として、開札日に亶理町から指名停止を受けている期間でないこと。

4としまして、会社更生法に基づき更生手続開始の申し立てがなされているもの、または、民事再生法に基づき再生手続開始の申し立てがなされているものではないこと。

5点目が、先ほども申し上げましたが、亶理町内に本店を有する事業者で、建設業法による土木一式工事について特定建設業の許可を受けているものであること。

6点目が、先ほどもお話ししたとおりの建設業法第27条の23に規定する経営事項審査結果で土木一式工事について、総合評定値（P点）が700点以上のものであること。

7点目が、入札に参加しようとするもの間に、以下の基準にいずれかに該当する関係がないこと。

ということでございまして、一つが、資本関係。以下のいずれかに該当する二社の場合。ただし、子会社または子会社の一方が更生会社または更生手続が存続中の会社である場合は除くということで、一つとして、親会社と子会社の関係にある場合。2として、親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合。

次に、②としまして、人的関係。以下のいずれかに該当する二社の場合。ただし、1)については、会社の一方が更生会社または再生手続が継続中の会社である場合は除くということで、1)として、一方の会社の役員が他方の会社の役員を現に兼ねている場合。2)として、一方の会社の役員が他方の会社の管財人を現に兼ねている場合。

そして、7番目のもう一つ。3項目ありますので、③としまして、その他入札の

適正さが阻害されると認められる場合。その他、上記①または②と同視し得る資本関係または人的関係があると認められる場合。

最後に、8項目目としまして、8番目として、警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者またはこれに準ずるものとして国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続しているものでないこととということでの参加資格の条件8項目でございます。以上でございます。（「了解です」の声あり）

議長（岩佐信一君） ほかに質疑はありませんか。18番島田金一議員。

18番（島田金一君） 今回の件ですが、落札率98.75という形で、県あたりの平均あたりにしますと約80ということを知っているんですが。これは、こんなことを言うのは失礼なんです、地元関係という形でのある程度の最低落札価格とかというのはいろいろなことを加味しておいたのか、それとも……。3回も入札したんですから、真剣になって皆さんやっていると思いますが、98.75という落札率、それはどうお考えですか。

議長（岩佐信一君） 企画財政課長。

企画財政課長（佐藤仁志君） 今回の島田議員さんの質問でございますが、落札率の率については、確かに非常に高い落札率でございましたが、今回の一般競争入札等の場合には結果を公表するというふうになっております。そういうことから、落札金額並びに予定価格を事後公表しております。そういう関係で、私が執行者でございますので、予定価格に達すればそこで決定ということになりますので、今回の場合は、3回させていただいて、予定価格を下回ったということで、落札を決定させていただいたということございまして、県の状況については、私の方で直接執行しているわけではないので、情報としては聞いておりますけれども、現実にはそういうふうな状況でございました。以上でございます。

議長（岩佐信一君） 島田金一議員。

18番（島田金一君） この橋梁、結構、強度なものになると思いますが、橋梁の専門という形の業者を、地元業者、P点の700以上に橋梁の業者を入れて入札という考えはございませんでしたか。

議長（岩佐信一君） 都市建設課長。

都市建設課長（古積敏男君） 今回の橋梁工事なんです、町内、今回5社が入札に参加し

たわけなんです、この5社とも、過去に橋梁工事の実績があるということで、その工事の内容もきちんとした工事内容で実施しているというようなことで、今回は、橋梁専門の業者じゃなくて、地元の業者を参加させたということでございます。以上です。

議長（岩佐信一君） ほかに。企画財政課長。

企画財政課長（佐藤仁志君） つけ加えまして、今回の財源の中身でございますけれども、これは国からの緊急のきめ細かな臨時交付金事業ということでございまして、条件がつけられております。発注の際には、地元の雇用対策を兼ねた地元発注をできるだけ配慮していただきたいというひもつきの条件つきの国の100%の交付金事業ということでございますので、ご理解を賜りたいというふうに考えます。以上です。

議長（岩佐信一君） ほかに質疑はありませんか。11番佐藤アヤ議員。

11番（佐藤アヤ君） 長年の町民の願いだった橋ができるわけですが、今までの交通量に比べて物すごく交通量がふえると私は考えます。そういう中で、きのうも一般質問の中でありましたけれども、あそこの葬祭屋さんまでの道路の整備は早急に私は必要なかなと思います。県営住宅、町営住宅、あと多くの住宅が張りついているという中で、そこら辺で今後……。これは違う質問でしょうか。関連あるのかなと思って今質問しています。そして、あわせて標識等もきちっと整備すべきだななんて思いますけれども、この点についてお聞きしたいと思います。

議長（岩佐信一君） 町長。

町長（齋藤邦男君） ただいまの狐塚橋そのものについてはご案内のとおり、あの橋そのものは鏡川工事の際、昭和34年来の橋ということで、車社会でなかったもので、自転車等、荷車等の橋であったわけでありまして。そういうことから、やはり、町営・県営住宅、そして、駅東の関係、悠里館、そして、将来的には浜吉田周辺からのアクセス道路ということで、きのうの一般質問でもお答えいたしましたけれども、将来的にはこの交差部から南約400メートルあるわけでございますけれども、1級町道であります亘理浜吉田線に接続いたしたいという計画の内容でございます。そしてまた、今お話しのとおり、あれは南町鹿島線の工事かと思っております。これらについても全力で、今後、国の補助金をもらいながら対応してまいりたいと思っております。以上でございます。

議 長（岩佐信一君） 佐藤アヤ議員。

11番（佐藤アヤ君） 済みません。あそこは子供たちが結構歩いて学校通学路にもなっているところですので、私は、この橋ができることにはすごくうれしく思いますけれども、交通量が物すごくふえることは間違いないと思います。そういう部分で、町では早急に、この道路の歩道並びに安全対策は早急に必要なのかなと、私はきのうもあそこの前を通りましたけれども、しなくてはならないところがいっぱい目についてきておりますので、あわせてお願いしたいと思っておりますけれども、この点についてお伺いいたします。

議 長（岩佐信一君） 町長。

町 長（齋藤邦男君） ただいまの狐塚橋についてはこのような工事でやる。そして、ご案内のとおり、柴街道線、これについても全線、歩道設置が終わったということで、やはり歩道そのものについて、一部、亀谷さんのところが歩道がないわけでございます。これらについても将来的にはいろいろと検討しなければならない。しかし、柴街道の北側に水路が走っているわけです。それらの内容については、国の農水省の管轄でございまして、現在、土地改良区の方で管理しておりますけれども、これらと協議をしておりますけれども、なかなかその工事費が、あの水路にふたをかけるというのは、やはり管理上あるということから、今のところ、杭打ちで転落防止などを行っておりますけれども、これらについても協議はしておるところでございます。以上でございます。

議 長（岩佐信一君） ほかに質疑はありませんか。9番鈴木高行議員。

9番（鈴木高行君） 資料の中の4番、入札回数3回とありますね。実際に本当に3回落札したのか。その落札の経緯、多分、企画財政課長のところに行けば、今回の入札について、札入れの回数、何回あるか。落ちたか、落ちないか。その辺は見せてもらえると思っておりますけれども、この議案書の中には3回と書いてある。本当に3回だったのか、疑問があるんですね。その辺の入札の回数の経緯について述べてください。

議 長（岩佐信一君） 企画財政課長。

企画財政課長（佐藤仁志君） もちろん、今回の入札に関しては、鈴木議員さんがおっしゃるとおり、これは公開されますので、企画財政課の方で、閲覧希望であればごらん

になれる。しかしながら、最低価格だけは伏せさせていただき、公表するという
ことになっておりませんので、その価格だけは見えないようになりますので、ご
解いただきたいと思いをします。

今回の公示の回数ですが、今回の議案については3回ということで、これにつ
いては再入札についての質疑応答はあるわけですが、再度入札しても落札者
がないときにどうするかということでございますが、これは政令の第167条の8の
第3項によりまして、入札のうち、予定価格の制限価格の範囲内の入札がないとき
は再度入札ができるというのが、政令で定めている167条の8の第3項でございま
す。それに基づきまして、再度入札を反復することが適当でない判断される。要
するに、本町においては、3回まで再度入札ができるように、今、執行規則の中
では定めております。そういう中で、当該競争を打ち切り、改めて再度公告入札に付
するとか、入札が不調になる可能性があるというときに途中で再度公告入札に付
するか、あるいは随意契約によることとするのが適当であるというふうな二通り
の選択肢がございます。

そういうことから、今回、3回で入札の執行をさせていただいて、3回目で若
干の執行部側に時間をいただいて協議をさせていただいて、予定価格に達しないの
で、施行令の方の条項の引用で随意契約することが適当であるというのは、この工
事については21年度の繰越事業で、平成22年度内に工事を完了しなければ、国に全
額、今回の工事費相当額を返還しなければならないということがございます。一般
競争入札する場合の日程としては最低でも45日ほどの期間がかかります。そういう
ことから、担当課と協議した結果、やはりここは、予定価格に3回目で達しないの
で、随意契約の方法をとりましょうということで協議がまとまりまして、今回、参
加された業者さんの意見を確認して、最低業者との随意契約をぜひお願いしたいと
いう了解のもとで随意契約での決定というふうにさせていただいたところでござい
ます。

この記載の仕方について、県の方の土木課の方に確認をとりました。ここの資料
については、入札回数は3回しかやっていないから、3回で表示してよろしいとい
うふうな指導とか、助言もいただきましたので、町としては十分精査した状況
でございまして、3回ということで、最終的には3回目でやはり工事をこの状態で

再入札はできないので、年度内完成をしたいということで随意契約をさせていただいたという経緯でございます。以上でございます。

議長（岩佐信一君） 鈴木高行議員。

9 番（鈴木高行君） この議案第54号、これの資料を見れば3回で落札したような形になっていますけれども、実際の経緯を聞くと、3回では落札しなくて、随契だというような説明なんですよ。聞かなければわからない話ですけども、こういうことは。また、随契を選んだ経緯も、期間がないから、施工期間が短くなるから、随契で工事業者と話をしたと。ちょっと何か、町と業者との話し合いで決めるという、そのやり方、期間は短くなるかもしれませんが、やっぱり公正さを欠くのではないか。何でこの阿部春さんを選んだのか、随契の業者として。そこを聞かせてください。

議長（岩佐信一君） 企画財政課長。

企画財政課長（佐藤仁志君） なぜ選んだかということですけども、最低価格業者と、一応は、判例集の中では交渉するというふうになっておりますので、最低価格業者と交渉させていただいて決定させていただいたということでございます。これは、十分、執行の中で、後からとか云々じゃなく、その場で執行を一時、了解を得て協議をさせていただいて決定させていただいたという内容でございます。以上です。

議長（岩佐信一君） 鈴木高行議員。

9 番（鈴木高行君） 随契に至るまでの経緯なんですけれども、町の方の予定価格の設計単価、落ちなかったということは、設計単価自体がもしかして過大な設計単価ではなかったのかと。入れる業者さんも必ず公示価格で設計してくるのだから、その辺の調定まで行った入札というのはいかがなものかなと。皆さんの設計で出している予定価格、町長の方でも出しているかもしれませんが、そういう予定価格の設定の仕方というものも、やっぱり、こういう不調になるということは問題があるのかなというような気がしますね。やっぱり、普通のこういう入札なら、1回、2回で落札するのが通常だと私は考えるんですけども。不調で終わるなんていうのは余りないケースだと思うんですね。その辺の、今後の入札のやり方について、町長でも、副町長でも、管理者の立場から言えば、あり方について説明していただきたい。

議長（岩佐信一君） 企画財政課長。

企画財政課長（佐藤仁志君） 今回の執行の中で、担当するのが、この工事に関しては都市建設課ですので、責任のある職員と設計を担当している職員を2人、入札会場に入れさせていただいて執行したと。そのほかに、積算内訳書と積算資料を入札の札を入れる前に、開札の前に資料をいただいて、それを担当課の職員2人が内訳書を全部チェックをしたと。チェックの段階で、入札が執行できるということでの了解のもとで、私が執行させていただいたという経過がございます。

再度入札の2回目のときに、設計担当者に仕様内容について確認をさせました、積算書が出ていますので。その中で、どうしてこの数字というか、高い数字が出ているのかと確認しましたら、町の方の予定価格、設計価格じゃなく、町で指定している仕様内容というものがあるわけです。その内容に掛け率の掛け方が、業者が間違っていたということで指導をさせていただきました。そういうことから、予定価格の設定、設計については間違いはないというふうな形で3回目をやらせていただいたということで、町当局側では、適正な予定価格、そして、設計価格であったというふうに認識しております。以上です。

議長（岩佐信一君） ほかに質疑はありませんか。6番高野孝一議員。

6番（高野孝一君） ちなみに、この狐塚橋なんですけれども、平日で結構ですので、平均、車両が何台くらい通るか、そういうふうな統計みたいなものはとっていますか。

議長（岩佐信一君） 都市建設課長。

都市建設課長（古積敏男君） 正式な統計はとってございません。ただ、今現在、乗用車1台やっと通れるような幅員なので、普通、一般の人は余り通らないだろう、地元の人だけが通っているような状態かなと思っております。これが完成すれば、今後、交通量は大幅に増大するのかなという感じは持っております。以上です。

議長（岩佐信一君） 高野孝一議員。

6番（高野孝一君） 正確な人数はどうでもいいんですけれども、何で聞いたかというところ、ここは生活道路の部分だと思うんですけれども、そのほかに、今、知っている方は吉田浜、浜吉田の方から多分来て通る方もいると思います。工期が一応9月10日になっていますけれども、通行どめは多分その後になると思うんですね。これま

で通っていた方に大変不自由をかけるような状況が考えられますので、やはり、通行どめなり迂回路というふうな標識案内を事前に、表示というか、どんな形になるかわかりませんが、それはちゃんとしなくてはならないと思うんですよ。それを徹底していただくようお願いしたいと思います。

議長（岩佐信一君） 都市建設課長。

都市建設課長（古積敏男君） ご指摘のとおり、早急に、きょう、承認いただいたら、契約日がきょうになりますので、すぐにでも案内看板を立てるようにしたいと思います。

議長（岩佐信一君） ほかに質疑はありませんか。13番山本久人議員。

13番（山本久人君） 平面図なんですけれども、狐塚線の幅と同じ幅なので、車2台はすれ違いできるのかということと、それから、歩道はどういうふうに、橋の上にどういうふうに設置されているのか。それから、東側が何か、車がもう1台、3台ぐらいの幅があるんですが、これはどういうふうに解釈すればいいのか。

議長（岩佐信一君） 都市建設課長。

都市建設課長（古積敏男君） 橋の幅員が10メートルでございます。車道部分については2車線、上り車線、下り車線、1車線ずつの2車線を確保いたします。橋の東側に歩道を設置いたします。幅員が2メートル50の歩道を設置するということとでございます。それから、柴街道線側、橋と柴街道線との取り付け部分で隅切りが出てくるといようなことで、こういう半円形の広い道路が出てくるといようなことで、車の通行には全然支障しなくなるというか、今よりもかなり改善されるようになります。以上です。

議長（岩佐信一君） 山本久人議員。

13番（山本久人君） そうすると、片側歩道で、例えばここを自転車で渡るとき、どこを走ればいいんですか。

議長（岩佐信一君） 都市建設課長。

都市建設課長（古積敏男君） 一応、自歩道というような形、自転車、それから歩道、両方を兼ねたような歩道というように考えていただきたいと思います。本来であれば、自歩道ということになれば3メートル50必要になってくるわけなんです、北側の狐塚線の方、まだ歩道ができていないという状況でございます。見ていただ

くとわかるんですが、家が張りついているというようなことで、将来的にも、3メートルも4メートルも確保できるような自歩道ができないということで、今回2メートル50ということで決めさせていただきました。以上です。

議長（岩佐信一君） 山本久人議員。

13番（山本久人君） だから、自転車はどこを通るの。

議長（岩佐信一君） 都市建設課長。

都市建設課長（古積敏男君） 歩道の方を通っていただきたいと思います。（「わかりました」の声あり）

議長（岩佐信一君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） これをもって質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） 討論なしと認めます。

これより、議案第54号 工事請負契約の締結についての件を採決いたします。

本案は原案どおりに決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） 異議なしと認めます。よって、議案第54号 工事請負契約の締結についての件は、原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第55号 工事請負契約の締結について（平成22年度互理町地域防災無線簡易型デジタル移動無線システム整備工事）

議長（岩佐信一君） 日程第4、議案第55号 工事請負契約の締結についての件を議題といたします。当局から提案理由の説明を求めます。企画財政課長。

企画財政課長（佐藤仁志君） それでは、議案書の5ページをお願いしたいと思います。

議案第55号 工事請負契約の締結について。

地方自治法第96条第1項第5号の規定により、次のとおり契約を締結することが

できるものとする。

記。1、工事名、平成22年度亘理町地域防災無線簡易型デジタル移動無線システム整備工事。2、請負金額、5,586万円。落札率は96.73%でございます。3、契約の相手方、仙台市太白区長町南4丁目11番18号、パナソニックシステムソリューションズジャパン株式会社東北社でございます。

次に、6ページをお開きいただきたいと思います。

資料の方のご説明をさせていただきたいと思います。

平成22年度亘理町地域防災無線簡易型デジタル移動無線システム整備工事。1、入札年月日、平成22年8月23日。2、入札の方法、条件付き一般競争入札でございます。

これらの条件については、今回の場合には、当然、電気通信工事ということでございますので、業種の指定については、電気通信工事について特定建設業の許可を受けているという条件が1点ございます。それから、区域指定については、今回については、指定はございません。宮城県内であればいいということで指定はさせていただいておりません。それから、経営事項の審査結果については、電気通信工事について総合評定値1,200点以上ということでございました。そういうことから、当然、町内の業者が該当しないという状況にはなりません。今回、宮城県内の対象になる亘理町に指名登録されている業者が39社あったというような状況でございます。

次に、3番目、業者名、パナソニックシステムソリューションズジャパン株式会社東北社、2社目が株式会社日立国際電気東北支社、3番目が三菱電気株式会社東北支社の3社でございました。4、入札回数は2回でございました。5、工事場所、亘理町字下小路7-4でございます。6、工事の内容、今回の内容については、260メガサイクル帯のデジタル移動無線システム整備工事でございます。

簡易型統制局設備ということで、ポータブル統制台（操作装置共）で1式でございます。それから、基地局用の無線装置（10ワット）1式。空中線共用装置（送受信）が1台。PBX接続部が1式。統制局の制御装置が1式。運用管理装置が1式。自動通信記録装置が1式。ファクシミリ送受信装置が1式。無停電電源装置（UPS）が1台。直流電源装置（48ボルト系）が1台。耐雷トランスが1台。高利得型空中線、260メガサイクル帯の無指向性型2基。同軸の避雷器が2台。

7ページに入りまして、移動局ということでの設備でございます。

自動中継装置（直接通信中継）1式。半固定型無線機13台。車携帯型無線機、アダプタ、電源がついての6台。携帯型無線機、充電器、アンテナ共で29台。半固定用スリーブ型空中線、無指向性のものが15基。同軸避雷器が2台。ファクシミリ送受信装置が14式でございます。これについては、小中学校それぞれ1校ずつで10台と、それから、支所が3台、それから教育委員会1台の合計14式でございます。車載用の空中線（マグネットホイップ型）6基でございます。

工期は、平成22年9月10日から平成23年3月18日まででございます。

以上の内容でございます。よろしくご審議方をお願いします。

議長（岩佐信一君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。3番鞠子幸則議員。

3番（鞠子幸則君） 1点だけ。条件付き一般競争入札。対象工事、金額で答えてください。

議長（岩佐信一君） 3番鞠子幸則議員、もう一回、発言してください。

3番（鞠子幸則君） 対象工事というのは、金額的に設計価格の1,000万円なのか、5,000万円なのか、1億なのか、それ以上を条件付き一般競争入札にするのか、そこですね。わかりますか。

議長（岩佐信一君） 企画財政課長。

企画財政課長（佐藤仁志君） 基本的には、町の方では予定価格が5,000万円以上の場合に一般競争入札ということになっております。以上でございます。

議長（岩佐信一君） 鞠子幸則議員。

3番（鞠子幸則君） 予定価格と設計金額は違うの、同じですか。

議長（岩佐信一君） 企画財政課長。

企画財政課長（佐藤仁志君） 設計額と予定価格については若干違います。以上でございます。

議長（岩佐信一君） 鞠子幸則議員。

3番（鞠子幸則君） 要綱上はどうなっていますか、金額的に、要綱上は。予定価格が5,000万円以上になんですか。それとも、設計金額が5,000万円以上なんですか。

議長（岩佐信一君） 企画財政課長。

企画財政課長（佐藤仁志君） 大変失礼しました。

一般競争入札に付するのは、設計額が5,000万円以上でございます。

議長（岩佐信一君） ほかに質疑はありませんか。18番島田金一議員。

18番（島田金一君） このシステム、採用することによって、機能的にはどういうふうな向上点があるんですか、機能的に。

議長（岩佐信一君） 総務課長。

総務課長（森 忠則君） 同系の無線でございますけれども、現在もアナログの状態で消防団なり、あるいは町の担当課でも使用しております。それと機能的には全く同じでございます。ただ、台数的に、今回、今ある台数ですと32台でございますけれども、50台というふうな増設を図っております。その分で機能的にといいますか、便利になるというふうなことでございます。

議長（岩佐信一君） ほかに質疑はありませんか。13番山本久人議員。

13番（山本久人君） まず一つは、国からの財源が幾らかというのと、それから、工事の内容についてなんですけれども、6ページにある内容を役場に置いて、7ページにある移動局というものをどういうふうに配置するのか、お願いします。

議長（岩佐信一君） 総務課長。

総務課長（森 忠則君） まず、財源でございますけれども、財源につきましては、全くの単独事業でございます。国の財源はございません。一応、地方債を予定しております。

6ページの簡易型統制局設備、これらが本庁部分といいますか、総務課内に設置される機械器具の親元でございます。

7ページ、移動局設備、これらが各子局といいますか、移動される無線機の数でございまして、ちょっとご説明申し上げます。一番上、自動中継装置でございますけれども、1式でございます。これは逢隈支所に配置する分でございます。若干、逢隈支所につきましては、遠くなりまして飛び方が悪いものですから、ここに1式、逢隈支所の分だけ、一つだけ直接通信中継ということでセットいたします。それから、半固定型無線機、13台でございますけれども、これらは先ほど企画財政課長が申しましたとおり、支所関係、それから、教育委員会関係、学校で13台でございます。これはその施設に配置する半固定型ですので、若干動かせるわけですがけれど

も、半固定ということでございます。それから、車載型無線機、これは6台ございます。その6台は下の車載用空中線（マグネットホイップ型）6基とセットでございます。下は、要するにアンテナを言っております。それから、次の携帯型無線機、充電器、アンテナとも29台、これらにつきましては、29台でございますけれども、各課と消防団、消防団については分団3台考えていますので、三四、十二台ですね。それから、各課を考えております、携帯型。それから、その下については、半固定スリープ型空中線、無指向性の15基とございますけれども、これとセットが、上の1番目と2番目、自動中継装置と半固定型無線機の13台、これを合わせますと14になるんですけれども、逢隈の1に2本、アンテナを立てます。ですから、アンテナが15基というふうなことになります。次の同軸避雷器、逢隈支所分です、2台。アンテナを2本立てますので、避雷針を二つ立てるというふうなことでございます。最後がファクシミリ送受信装置は14式ということで、1番目と2番目のものとのセットでございます。14式というふうなことになります。以上でございます。

議長（岩佐信一君） 山本久人議員。

13番（山本久人君） 国の方から一銭も出ないということは、他の自治体も多分そう、互理町だけでなく。しかも、余り聞こえは変わらない、特にスピーカー性能が上がるとか、そういうものじゃなくて、アナログをデジタルに変えただけだということなんですけれども。役場の方の耐震の方も危惧されていると、きのう、おとといの一般質問なんかでもあるんですけれども、設置場所、例えばもう少し安全なというか、役場が危険だということもあれなんですけれども、設置場所なんかをもう少し分散するというか、親機の方、6ページの方の親機の方がペアになると、幾ら周辺に移動しようが、だめだと思うので、親の方の設置場所なんかをもう少し工夫されるお考えとかは……、多分決定だと思うんですけれども、一応確認のため、お伺いします。

議長（岩佐信一君） 総務課長。

総務課長（森 忠則君） 庁舎の問題と絡めますと、非常に難しい現状です。今、議員さんがおっしゃったとおり、設置の場所、親局については、現在のところそのまま使っていきたいというふうには思っております。確かに、何でもそうですけれども、庁

舎の耐震のことを考えますと、事務から、こういう防災機器から、非常に問題が出てきます。やっぱりそれをどういうふうに解決するかというふうについては、やはりもうちょっと踏み入った話をして、あるいは検討していかないとだめだというふうに思っております。

ただ、今回の移動系の無線の親局を総務課の隣に配置する。現在、固定型の無線機の統制台も総務課の隣に配置されているわけです。それも同じ場所にございますので、それも含めて、やっぱりいろいろ検討せざるを得ないのかなというふうには思っておりますけれども、現在のところは、場所等がございませんので、現在のところを利用したいというふうに考えております。以上です。

議長（岩佐信一君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） 討論なしと認めます。

これより、議案第55号 工事請負契約の締結についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） 異議なしと認めます。よって、議案第55号 工事請負契約の締結についての件は、原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第56号 工事請負契約の締結について（平成22年度互
理第5-1号汚水幹線（その2）工事）

議長（岩佐信一君） 日程第5、議案第56号 工事請負契約の締結についての件を議題といたします。当局から提案理由の説明を求めます。企画財政課長。

企画財政課長（佐藤仁志君） それでは、議案書8ページをお願いしたいと思います。

議案第56号 工事請負契約の締結について。

地方自治法第96条第1項第5号の規定により、次のとおり契約を締結することが

できるものとする。

記。1、工事名、平成22年度亙理第5－1号汚水幹線（その2）工事。2、請負金額、8,767万5,000円。今回の落札率については85.64%、総合評価点については74.11点です。落札額が低くても、総合評価の点数が高くなければ落札決定にならないという内容でございます。3、契約の相手方、亙理町逢隈上郡字天王62番地2、千石建設株式会社。

次に、9ページの方の資料の方を説明いたします。

平成22年度亙理第5－1号汚水幹線（その2）工事。

1、入札年月日、平成22年8月23日。2、入札の方法、条件付き一般競争入札。総合評価落札方式を採用しております。3、業者名、阿部春建設株式会社、千石建設株式会社、株式会社八木工務店、株式会社阿部工務店、株式会社斎藤工務店、日建工業株式会社、以上6社の申し込みで執行させていただきました。4、入札回数、1回。5、工事場所、亙理町逢隈高屋字倉東外地内でございます。6、工事の概要、線路延長（口径150ミリから口径300ミリまで）延長740.3メートル。推進工法（口径150ミリから口径300ミリまで）、延長で231.2メートル。開削工法（口径150ミリから口径300ミリまで）、延長509.1メートル。マンホール設置工、17カ所。公共柵設置工、22カ所。附帯工一式となっております。7、工期、平成22年9月10日から平成23年2月28日までとなっております。

10ページについては、詳細な図面が掲載されておりますので、高屋地内のセブンイレブンの県道の塩釜亙理線、そして、県道の相馬亙理線等に敷設するものでございます。

今回、簡易型の総合評価方式を採用しております。今回の入札参加条件に、従来の条件に加えているのが、今回は、一つとして、宮城県内の仙台市、名取市、岩沼市、亙理町、山元町に本店を有する事業者で、建設業法により土木一式工事について特定建設業の許可を受けていること。もう1点は、土木一式工事の総合評価値が700点以上ということでの条件設定。その他については、ほかの2件と条件は同じでございます。特に、今回は総合評価方式の中で、市町村向けの簡易型の特別簡易型というふうな形で、今回発注をさせていただいたというふうな状況でございます。以上で説明を終わります。

議長（岩佐信一君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。3番鞠子幸則議員。

3番（鞠子幸則君） まず1点目、総合評価結果について、入札業者ごとの価格点、それから、価格以外の評価点、それをプラスした総合評価点を説明してください。

議長（岩佐信一君） 企画財政課長。

企画財政課長（佐藤仁志君） 総合評価点について、今回の入札申し込みがあったのは6社でございますので、それぞれの業者の点数を申し上げさせていただきます。阿部春建設株式会社63.15点、千石建設株式会社74.11点、株式会社八木工務店70.56点、株式会社阿部工務店72.74点、株式会社斎藤工務店67.45点、日建工業株式会社50.14、以上でございます。

議長（岩佐信一君） 鞠子幸則議員。

3番（鞠子幸則君） 足したものです。できれば価格点、そして、価格以外の評価点、それをもしわかれば述べてほしいんですけども。

もう1点は、互理町の入札、どういう入札制度があるんですか。

議長（岩佐信一君） 企画財政課長。

企画財政課長（佐藤仁志君） まず、第1点目の回答になりますが、今、総合評点の合計点数をお話ししましたので、まず、落札に対しての価格点と、要するに、総合評価で価格以外の評価点という二つを足した総合点数で大体は80点が最高点数になるわけですけれども、80点というのはあり得ない数字でございますので、大体80点は確実に下回るという状況です。

まず、価格点からお話をさせていただきたいと思います。価格点、そして、価格以外の点数というふうに読み上げますので、大変申しわけありませんけれども、よろしくお願ひしたいと思います。まず、阿部春建設株式会社、価格点43.15、それから、価格以外の評価点20点、合計で63.15です。次に、千石建設株式会社、価格点が56.11、価格以外が18点、合計74.11。その次に、株式会社八木工務店、価格点が52.56、価格以外の評価点が18点、合計70.56。その次に、株式会社阿部工務店、価格点が54.74、価格以外が18点、合計72.74。株式会社斎藤工務店、価格点が47.45、評価点が20点、合計67.45です。日建工業株式会社、価格点が45.14、評価点が5点でございます。総合評価の合計が50.14ということでございます。これに

についてはホームページ等にもすべて掲載をさせ公表をしているところでございます。

次に、2点目でございます。

うちの方での入札制度の数でございますが、指名競争入札、そして、一般競争入札、それから、5社以上にならない場合は随意契約による見積徴収というような形になっております。それから、条件付きの一般競争入札、そのほかに地元企業の配慮というか、技術力の評価とか地域還元ということで、総合評価方式の条件というふうな形になります。以上でございます。

議長（岩佐信一君） 鞠子幸則議員。

3番（鞠子幸則君） 指名競争入札、条件付き一般競争入札、条件付き一般競争入札でも、総合評価落札方式と、大きく言ってあるわけですね。どの種類の入札を指名競争入札にして、条件付き一般競争をどれにするのか。また、条件付き一般競争入札で総合評価落札方式にするのか、その区分け、いわゆる仕分けをどうするのか。今後、入札制度について、指名競争入札を優先するのか、それとも、条件付き一般競争入札を多くするのか、その政策的な問題をお伺いいたします。

議長（岩佐信一君） 企画財政課長。

企画財政課長（佐藤仁志君） 入札方法の選択でございますが、基本的には、先ほどもお話ししたとおり、設計価格が5,000万円を超える場合には一般競争入札。一般競争入札の中には条件付き一般競争入札または条件付きの一般競争入札の簡易型の総合評価方式というふうにありますけれども、これについては、やはり担当課の方での考え方を踏まえて、町の指名委員会が毎週火曜日ございますので、そこの中で事業の内容の発注状況を勘案して、どの方式がいいかということでお話し合いをさせていただきながら、再度提案をしていただいて方法を選択しているところでございます。ですから、一概にこの工事が必ずこの方式になるということではございません。

ただ、条件付き一般競争入札の中の簡易落札方式の総合評価方式を利用するということは、今、先ほど回答しましたけれども、価格点だけでなく、地域貢献度を十分見られるという高い評価がございます。そういうふうな意味も十分配慮した中で一般競争入札方式等については実施しているという状況でございます。以上でございます。（「今後の考え方」の声あり）

議長（岩佐信一君） 答弁漏れ。企画財政課長。

企画財政課長（佐藤仁志君） 今後の入札執行についても、現在の従来型で対応してまいりたいというふうに考えております。以上です。

議長（岩佐信一君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） 討論なしと認めます。

これより、議案第56号 工事請負契約の締結についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） 異議なしと認めます。よって、議案第56号 工事請負契約の締結についての件は、原案のとおり可決されました。

この際、暫時休憩をいたします。

再開は11時15分といたします。休憩。

午前11時03分 休憩

午前11時14分 再開

議長（岩佐信一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第6 議案第57号 平成22年度亙理町一般会計補正予算（第2号）

議長（岩佐信一君） 日程第6、議案第57号 平成22年度亙理町一般会計補正予算（第2号）の件を議題といたします。当局から提案理由の説明を求めます。企画財政課長。

企画財政課長（佐藤仁志君） それでは、議案第57号 平成22年度亙理町一般会計補正予算（第2号）についてご説明を申し上げます。

平成22年度亙理町一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8,168万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ95億5,213万5,000円とする。

第2条、債務負担行為の補正。債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

第3条、地方債の補正。地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

それでは、歳出の方からご説明を申し上げますので、13ページをお開きいただきたいと思います。

特に、今回、補正でございますので、大事な大きな金額のみの説明にさせていただきますと思います。

まず初めに、13ページの2款総務費1項1目一般管理費70万円の補正でございますが、これについては、右側、19節の負担金補助及び交付金でございます。これは亘理町集会所建設事業補助金ということでございまして、高屋集会所のトイレ等の改修費ということで70万円を今回追加補正するものでございます。

次に、5目の財産管理費700万円でございますが、右側に参りまして、15の工事請負費ということで、今回、逢隈地区にあります旧逢隈支所の建物の解体経費でございます。ちなみに、この建物については、昭和40年10月に建設されて、現在46年目でございます。建物面積については450平米でございます。旧逢隈支所、公民館が384平米、倉庫が31平米、自転車置き場が35平米の合計で450平米の建物でございます。この建物については、やはり耐震診断の対象の建物ということでございまして、特に昭和58年からは逢隈柔道場ということで、スポーツ少年団の柔道ができる柔道場に今、改修したということもございまして、奥の方の部屋の柱が、廊下側、柱が全然ないということで、非常に耐震問題、そして、ごくごく最近については夜間の不審者がありまして、何回もガラスが破損されるという事故も多発しております。そういうことから、安全対策等も講じたわけでございますが、老朽している建物ということで、今回、建物の処分をしたいということでの解体経費でございます。

次に、14目の諸費400万円、これについては19節の工事請負費でございまして、これは総務経費ということで、防犯灯の設置分の増額を400万円増額補正するもの

でございます。これについては、8月末に、当初150万円あったわけでございますけれども、やはり、新設希望または移設希望の方が各区長さん方から数多く出まして、トータルで400万円の増額補正で、防犯灯の設置をして安全のまちづくりに貢献するということで、増額でございます。

次に、3款民生費1項3目の老人福祉費、補正額が210万1,000円でございますが、これらについては、右側の方の説明の7の長寿対策基金費ということでの積立金、25節、これについて、一つは、仙台市の匿名の方について200万円の寄附、それから、上野株式会社から10万円の寄附の合計210万円を長寿社会対策基金に積み立てるための補正内容になっております。

その次に、4目の下の方ですが、介護予防拠点施設費ということで83万5,000円でございますが、これは亘理健康センターの関係でございます。需用費ということでの修繕料48万3,000円については、ボイラーの修繕ということで、ここは昔の鳥の海荘のときからの仮設浴場としてボイラーを使っていたわけでございますが、10年以上もたっているということでございまして、老朽化が激しく修理をしなくてはならないということでの修繕でございます。それから、15節の工事請負費ということで、35万2,000円については、道路西側の今までデイサービス鳥の海荘を利用させていただいたわけでございますが、今回、鳥の海荘については、日就会の方で新たに民営で施設を建てていただいた関係で、現在、道路のガードパイプをしているという状況でございまして、これらのフェンスの取り付け工事費でございます。

次のページ、15ページをお開きいただきたいと思います。

3款2項の4目でございますが、上の方でございます。児童措置費58万8,000円については、19節の負担金補助及び交付金の補助金でございます。これは逢隈保育所に対して、障害児の保育事業補助金ということで、当初2名ということでございますが、1名増員になったことによりましての追加の増額補正でございます。

その次に、4款衛生費でございます。4款1項3目の健康増進費75万の増額補正でございますが、保健センター管理経費ということでの18節備品購入費ということで、保健センターは役場庁舎よりも古いということもございまして、改修しているわけですが、エアコンの故障によりまして、この夏、そういうことで調理実習室と西保育室、2台分の経費でございます。

次に、6款農林水産業費1項6目の農地費、補正額が555万円の増額補正でございますが、説明の欄で、用水路管理経費でございまして、19節の負担金補助及び交付金の補助金210万円については、今回、2カ所、桜小路地区の土地改良施設整備事業補助金70万円、高屋地区が140万円、桜小路については、岩地蔵の幹線の用水路の除じん機の点検及び整備費ということで、県が30%、土地改良区が35%の負担ということで、町も土地改良区と同じ35%の負担割合で負担をするものでございます。それから、高屋地区については、塩釜亘理線のところの北側にあります高屋堀の排水路の除じん機の保守及び点検、整備の経費でございまして。次に、同じ科目の中の一番下の用排水路整備事業費ということで、18ページの一番上の上段でございます。22節補償補填及び賠償金ということでございまして、浜吉田地区の水道管移設補償費ということで、今回300万円、水路の改修工事をしたわけなんですけれども、そこに水道管が布設されていたわけでございますが、伏越しということで水路の下に入れていたわけでございますが、いろいろと大雨等での増水なんかで、下水道管が余り深くなかったものですから、洗掘されてしまったということで、移設をしたいということでの補償費でございまして。これについては、上下水道課の方に受託する内容でございまして。

次に、7款商工費1項3目の観光費66万9,000円の増額補正ですが、ちょっと額的にはあれなんですけれども、観光振興経費ということで計上してございますけれども、この事業については、二つの事業を新たにやるということでございまして。

一つは、亘理町観光ボランティアの育成事業でございまして。これは地域活性化センターから補助金の決定がございまして、今回、町の方で20名ほどのボランティアガイドを育成するという内容の報償費、旅費、消耗品費、食糧費でございまして。

そのほかに、13節の委託料ということで、亘理町観光キャラクターデザイン業務委託料ということで30万円を計上しているわけでございますが、これは町の特産品や観光地などでの宣伝PRのため、本町には伊達成実というイメージキャラクターを新たに亘理町におけるマスコットキャラクターにするためのデザイン業務ということで、今回、着ぐるみとかそういうふうなものをつくるのに、現在のものは色が一色なものですから、やはり色をつけたいと。よって、立体的なデザインを今回委託してつくりたいということでの経費の補正でございまして。

次に、8款土木費2項2目の道路維持費でございます。570万円の増額補正でございますが、右側の方の道路維持経費の中の13節委託料でございますが、まず初めに、本年度の町道の除雪作業業務委託料ということで450万円、それから、割山採取場の採取変更契約書の作成業務ということで120万円でございます。割山の採取場につきましては、5年ごとに県に申請しないと採取ができなくなるということもございまして、今回の割山の土壌の関係の調査をしたところ、10万立米ぐらいはまだ使えるということでございますので、再度申請するための経費でございます。

次に、3目の道路新設改良費ということで4,540万円の追加補正でございますが、これは改良事業費ということでございます。15節の工事請負費ということで4,100万円、それから、公有財産購入費で1,900万円、22節の補償補填及び賠償金で250万円、これについては国土交通省の方で国道6号の堀の内交差点右折レーンの設置の道路改良が間もなく施工されるということになっております。その関係で、本町におきましては、その取りつけ道路、町道台田線、町道龍円寺前線及び下小路南線の道路改良費、用地費、補償費等の経費ということで、今回4,540万円の増額補正をするものでございます。

次に、19ページをお開きいただきたいと思っております。

9款の消防費の方に説明移ります。

9款1項2目非常備消防費117万6,000円の増額補正でございますが、内容については、11節の需用費、消耗品でございます。これは消防団に対して、安全装備品の助成事業を活用するということでの事業の内示がございまして、消防団員に防寒着を整備する経費でございます。これは全額消防団員等の公務災害補償等の共済基金の方からの補助でございます。

5目防災費204万円については、防災対策経費ということでの委託料でございます。これは木造住宅耐震診断助成事業委託料ということでございまして、今回、耐震診断を行っていない住宅を担当課の方でローラー作戦を実施した結果、当初、10件の見込みで申請を想定していたわけですけれども、新たに15戸分ぐらいの委託料の増額が必要になったということでの追加補正でございます。

次に、10款教育費1項2目事務局費101万円については、学校整備基金の25節積立金でございます。今回株式会社リード様から100万円、それから、ふるさと納税

で1万円、合計101万円を積み立てるものでございます。

その次に、3項中学校費の1目学校管理費350万円については、施設整備事業費ということで、15節の工事請負費でございます。これについては、荒浜中学校の屋内運動場の中、建物の老朽化により天井の内張りがはがれ落ちるといった危険性があるということで、落下防止の改修費として350万円の増額補正するものでございます。

その次に、5項2目の学校給食費107万5,000円については、学校給食センター事業費でございます。18節の備品購入費ということで、冷蔵庫2台が故障による買い換えが必要だということでの経費の計上になっております。

その次に、3目の保健体育施設費の中の次のページをお開きいただきたいと思っております。21ページ。

4目の海洋センター費ということで4万6,000円でございますが、これについてはプールの管理委託の業務委託料の清算によって88万8,000円の減額と、海洋センター管理経費ということで、光熱水費、それから、修繕料ということで漏水及び漏水修理費ということで、今回、93万4,000円を増額するものでございます。

次に、歳入をご説明申し上げますので、9ページの方にお戻りいただきたいと思っております。歳入は9ページからご説明を申し上げます。

まず、歳入の14款県支出金の2項1目総務費県補助金29万4,000円、これについては市町村振興総合補助金ということでの補正でございます。これは民生費の、逢隈保育園に対しての障害児保育事業の補助金でございます。これは全体事業費の2分の1補助でございます。

その次に、16款の寄附金、1項1目寄附金312万円の補正額でございます。右側の説明になりますが、一般寄附金ということで、千葉県の匿名者1万円、仙台市宮城野区福室明神西83、上野株式会社代表取締役宍戸 明様から10万円、京都府の匿名の方から1万円、仙台市の匿名の方から200万円、横浜市西区みなとみらい2丁目2-1株式会社リード代表取締役鍋谷忠克様から100万円でございます。リードさんからは毎年いただいております。

次に、17款繰入金、次のページに入ります。

11ページ、17款1項1目財政調整基金繰入金、6,048万円の増額補正になります。

す。今回、歳出の財源不足について、財政調整基金を繰り入れるという形でございます。今回、この財政調整基金を繰り入れしますと、昨日の一般質問で、齋藤町長が11億3,000万円という話、残高を言いましたが、今回の補正額を引きますと、財政調整基金の残高は10億8,583万5,000円になります。10億8,583万5,000円が財政調整基金の今回の補正の額、補正をしたことよっての残額になります。

18款繰越金1項1目繰越金43万6,000円の増額補正については、21年度の確定に伴うものでございます。

それから、19款諸収入4項1目雑入でございますが、2節の総務雑入ということで、消防団員安全装備品の整備等の助成金ということで117万6,000円、これは歳出と同額でございます。それから、3節企画財政雑入ということで、地域活性化センターの助成金17万6,000円、これは観光ボランティアガイドの育成事業に対してでございます。これも基本的には100%、報償費と講師の旅費でございます。

次に、20款町債1項1目総務債1,600万円の増額補正でございます。これは3節の臨時財政対策債1,600万円を借り入れるものであります。

次に、4ページの方をお開きいただきたいと思ひます。

第2表債務負担行為補正（追加）、事項、期間、限度額というふうに説明をさせていただきます。

平成22年度農業経営基盤強化資金利子助成、認定農業者が平成22年度において、農業経営改善計画等に基づき効率的・安定的な経営体を目指すため計画達成に必要な農業経営基盤強化資金を借り入れた場合、当該認定農業者に対し年利0.3%の範囲内で利子助成できるものとする。期間は、平成23年度から26年度まででございます。限度額は、1万5,000円でございます。

次に、第3表地方債補正（変更）でございます。

起債の目的、補正前、補正後というふうにご説明を申し上げます。

まず、起債の目的については、臨時財政対策債。今回、補正前の額が7億円、補正後が1,600万円増額して7億1,600万円の限度額にするものでございます。起債の方法、利率、償還方法については、補正前と同じでございます。

以上で説明を終わります。

議長（岩佐信一君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。3番鞠子幸則議

員。

- 3 番（鞠子幸則君） 10ページ、16款1項1目、先ほど株式会社リードからは毎年寄附を受けていると言われましたけれども、これまで何回寄附を受けて、寄附金額、総額幾らなのか、述べてください。

議長（岩佐信一君） 企画財政課長。

企画財政課長（佐藤仁志君） 株式会社リード様からは、平成8年度から現在まで、本年度まで15年間、1,500万円の多大なる高額な寄附をいただいております。以上でございます。

議長（岩佐信一君） 鞠子幸則議員。

- 3 番（鞠子幸則君） 2点目ですね。14ページ、2款1項5目、旧逢隈支所を解体するというですけれども、あそこには逢隈授産所があります。逢隈授産所は、いつできて、どういう目的でできて、そして、どういう仕事をしているのか。今までの経過について、述べていただきます。

議長（岩佐信一君） 企画財政課長。

企画財政課長（佐藤仁志君） 逢隈授産所の経緯については、昭和58年4月1日から、宮城県福祉事業協会、基本的には逢隈授産所ということで、事業協会の方で事業をするということでの貸し付けをしております。しかしながら、いろいろな諸般の事情によりまして、福祉事業協会の方で、平成3年3月31日に授産所を、本来の目的が達成できたということで、授産所の廃止のための契約解除を行っております。その後につきましては、平成4年4月1日、ですから、ちょっと1年ぐらい経過あるわけですが、授産所で働く方々について、生活が大変母子家庭で厳しいということで、やはり、この方々を支援したいということで、田沢の三品祥一さんが所長となりまして運営をしたいということで、この授産施設については、1年の空白はありますけれども、そういうふうな運営内容になりまして、一応、宮城県福祉事業協会の社員の方が常駐していただいて、運営していたという経緯でございます。

ここの作業内容については、現在、田沢の工業団地にあります王子製袋の米袋等ののりづけ、ちょうど農家の方に納品できるように、工場で加工したものを内職的な仕事をやっておりました。そういうことから、今回、平成6年6月に大友さんという方が宮城県福祉事業協会を退職されましたので、大友さんが代表になって、現

在まで逢隈地区にはなかなか生活困窮で母子家庭で大変な方がいるので、何とか、場の提供をお願いしたいということで、現在の機構改革の前の福祉課時代に町の方をお願いされまして、この方に一応代表になっていただいて、そういうふうな生活が大変な方についての母子家庭の方の内職場所ということで提供していたという経緯でございます。以上でございます。

議長（岩佐信一君） 鞠子幸則議員。

3 番（鞠子幸則君） 私も大友さんにお会いいたしました。そのときに言われたのは、出ていくことは、それはそれとしていいんですけども、すぐに出ていってくださいと言われても困ると。もう少し、丁寧な話し合いが必要だと思うんですけども、その点はいかがですか。

議長（岩佐信一君） 企画財政課長。

企画財政課長（佐藤仁志君） この件につきましては、私も13年前に財政課にいたときに、この件については大友さんとも一回話し合いをした経緯がございます。その際にも、この建物については、大変老朽化もひどいものですから、将来的には壊すようになりますので、その際には出ていっていただくようになりますので、ぜひお願いしますということでお願いをしております。その後も、私が来る前にも、うちの方の企画財政課の方の管財係の方で、何度か、大友さんに理解を求めるために、突然言ったのでは、やはり大変失礼でございますので、何度もお話をして理解をいただいているということでございます。ただ、大友さんから言われたのは、逢隈の柔道スポーツ少年団が使っている間は、ぜひ、そのまま何とか私たちの内職的な場を提供をお願いしたいということでお願いされておりましたので、そのことについては、十分、私の方も何度となく大友さんにお会いさせていただいてお話をしておりますので、今回の件についても、解体についても、慎重に慎重を期して、予算の計上をして、大友さんにも、「じゃあ、わかりました」ということで、基本的には話を受けて、予算化したというふうな経緯を持っております。以上でございます。

議長（岩佐信一君） ほかに質疑はありませんか。18番島田金一議員。

18 番（島田金一君） 7 款商工費、18 ページです。

中段の観光振興経費、その中で、ボランティアガイド20名、この予算の中で、講師謝礼と、それから、費用弁償かな、28万6,000円ほどありますが、このボランテ

ィアガイド、将来的に無償ボランティアとしてずっと続けていくつもりなのか。それとも、ある程度、日当というふうな形を考えているのか、それが1点。

それから、もう一つ、下にあります亙理町観光キャラクターデザイン業務委託料、これは成実君のデザイン、今やっている漫画的なものを多分立体的にデザインするということなんだろうが、これはデザインのもの、今の商標は亙理町で取得しているものか。それから、もう一つは、こういうふうなデザイン、プロに任せるのもいいんでしょうが、宮城県内にいろいろ衣服関係の大学、それから、専門学校がありますので、そういうところにコンテストみたいな形でやれば、話題性とか、そういうものに富むのかなと思いますが、その2点、お願いします。

議長（岩佐信一君） 産業観光課長。

産業観光課長（東 常太郎君） まず、1点目の観光ボランティアにつきましては、議員さん言ったように、20人ぐらい、今回募集をかけて、町の歴史的背景、また、そういうものの接待、接遇そういうものを、まず先生からお聞きして、講習したい。その後、このボランティア20人をどのような形にするのかというような話なのでございますが、いずれは、商工会の方でもこのような事業に今取り組んでおります。ですから、商工会と話し合いをしながら、商工会の方にこのボランティアの人たちを置くような協議会、そういうようなものを置いたらどうかなというような形で考えております。

ただ、これが無償なのか、有償なのか、その辺は今後検討させていただきたいなと思っております。

それから、成実君の関係でございます。亙理町の観光の案内、ちょうど、観光の看板等に成実が書いてあります。あれは平面的な形でございます、大変、武将の顔かたちにして、発信、雷のような形になっているんですね。それから、勇猛な武将ということで、百足の形のような形のキャラクターはあります。そういうことで、今回は、この中に報償費ということで、委員報酬なのでございますが、検討委員会を設けたいということで、一般公募をしまして、立体的な形に、どのような形で立体的な形にしていきたいか。その中で、色とか、そういうものを検討委員会の中でやっていきたいなと考えております。

また、ピンバッチ、私今やっているんですけども、こういうものも、時間があ

れば検討委員会の中でやっていきたいなと考えておりますので、ご理解願いたいと思います。以上でございます。

議長（岩佐信一君） 島田金一議員。

18番（島田金一君） ボランティアガイドはわかりました。

ただ、デザイン、成実公というデザインですが、委員会をつくって、みんなでわいわいと話すのも多分結構でしょうけれども、やっぱり少し話題性を持って、県あたりに全部普及するような、そういうふうなデザイン学校とか、そういうふうなものを学校を限定して公募するのも一つの考えかなと思います。後、お答えください。

それから、もう一つは、20ページになります。

消防費の中で、非常備消防経費となって、説明によれば、防寒着というふうなことを予定されておりますが、これは、1回では多分500何名という団員全部には回りませんが、どういうふうな配付の考えを持っているか、お答え願います。以上です。

議長（岩佐信一君） 産業観光課長。

産業観光課長（東 常太郎君） まず、1点目のことですが、そういうデザイン学校等に一応、公募、デザインを依頼したらいいんじゃないかというような話なのでございますが、検討委員の中で、そういうものを、話題性もあるから、学校の方に依頼したらいいんじゃないかというような話があれば前向きに検討していきたいなと。また、商標登録につきましては、この成実公のデザインについては町の方で取得しております。以上でございます。

議長（岩佐信一君） 総務課長。

総務課長（森 忠則君） 非常備消防費経費の消耗品、これは防寒着ということで、消防団4分団に、1分団当たり40着を予定しております。全体で160着ですね。当然、議員さんが申されたとおり、間に合いません。この補助事業は、消防団員等の公務災害補償の基金、国ではそういうふうな名称を使っていますけれども、実質、このこういう補助事業を知っているといえますか、活用している自治体は余り少なかったんですけども、最近、やはり、わかられてと言ったら変ですけども、亘理町はよく手を挙げていたんです。ほかの自治体も手を挙げ始めて、非常に枠的には結

構厳しいものになってくるのかなというふうに思っております。ただ、もちろん160着しかやっておりますので、今後もこの補助事業を受けるべく、来年についても一応要望していこうかなというふうに思っております。以上です。

議長（岩佐信一君） 島田金一議員。

18番（島田金一君） 今の件ですが、要望という、160着、そろえられるんですが、もし、そういう要望が通らない場合は、また、年次で、町で、町費で負担する予定があるのか。それとも、これは各消防後援会の話になりますが、各消防後援会、若干、このごろ火事とか防災が少ないもので、積立金を持っているところもありますが、それあたりを積極的に活用というふうに、町の方からそういうふうな感じで応援願いたいということができるのかどうか。その点、お願いしたいんですが。

議長（岩佐信一君） 総務課長。

総務課長（森 忠則君） 実際に、後援会の方からそういうものを支給された分団もあるようでございます。役場としては、後援会のそういうふうな支援の中身について、やっぱり、入っていくというふうなことは、できるだけといいますか、避けたいというふうに思っています。今回の防寒衣の関係についても、実際は、この補助があるために実施したというふうなこともございます。ですから、単独でやろうとすると、また、町の方の負担もかなりふえてきますので、基本的には、自分たちが自分でやっていくというのが基本でお願いしたいというふうに思っております。そういうものが補助で来るのであれば、どんどんそういうものを要望していくというふうなことで、ご理解いただきたいというふうに思います。

議長（岩佐信一君） ほかに質疑はありませんか。9番鈴木高行議員。

9番（鈴木高行君） 22ページに、亙理運動場の工事請負費、これは多分、芝生のための水やりのボーリングの工事かなと思いますけれども、この工事は、ことしの3月で終わったんですか。そうすると、この工事の中で補償というものがあると思うんですね、請負工事だから。私が感じたのは、この暑い中、役場の職員が水やりをやっていた。鳥の海の陸上競技場も、こっちの競技場も。請け負った工事について、どのぐらいの補償期間を設けて工事請負しているのか。そうした場合、補償工事の中の全部は保証しなくてもいい……、しかも今回の場合、特別ですからね。水やりするぐらいのサービスは請負業者としてやるべきではないかと私は思ったの。町の職

員が暑い中作業をしているから。その辺の契約の内容はどのようになっていますか。

議長（岩佐信一君） 都市建設課長。

都市建設課長（古積敏男君） 芝生関係の工事請負につきましては、うちの方で設計して発注しておりますので、私の方から答えさせていただきます。

工事の契約の中身なんですけど、瑕疵というのが入っています、契約書の中に。一般的には2年、あと、業者の方の重大な過失があった場合は10年というような形になっています。今回の芝生につきましては、西洋芝で、夏に弱くて冬に強いというような芝生でございます。当初から、暑さには弱いということで、請負業者の方から、「夏には枯れる場合があります」ということで、話は伺っております。発注する前に、塩釜の方のスポーツ少年団の方の視察に行ってきたんですが、そっちの経営されている方からも、「夏場については、当然、枯れる場合がありますよ」というようなことで話を賜っております。その中で、どういうふうにしたらいいのかというようなことでいろいろ話し合いをしたのですが、やはり、弱ったときには水かけが大事だろうと。そのほかに種の追いまきが必要であろうというようなことでの話は伺っております。

今、お話あったような、水やりのサービスということなんですけど、もともと工事費自体がかなり安くなっております。芝生関係の、運動関係の業者さんから見積もりをとったんですが、そのときには4,000万円とか5,000万円の工事費がかかりますよということ。亘理運動場につきましてはたしか700万円ぐらいの請負工事費、鳥の海の陸上競技場につきましては1,100万円ぐらいの請負工事費というようなことで、かなり安いというようなことで、こういうサービスについては一切やっていないということで、ある程度、枯れるというのは想定内の範疇でございます。ただ、ことしの猛暑で、結構、私たちが想定したよりもかなりひどくやられたのかなという感じは持っております。以上でございます。

議長（岩佐信一君） 鈴木高行議員。

9 番（鈴木高行君） メンテナンスについては、町の方で、管理も、工事終わって引き受けたのだから、やるというのはわかるけれども、契約の際に、やっぱり責任というか、施工者の、その辺がどこまで工事請負契約書に求めるかとした場合、3月に終

わって、後、4カ月かそのぐらいであのような状態になって、まだまだお金かかるよと。そのような、やっぱり町の請負業者さん、もうちょっと親切というか、それまで、皆さんからすれば、周りの町民からすれば、やりっぱなしとは言わないけれども、その辺までのアフターサービスというのは私は必要ではないかと思うんですけれども、そういう指導というのはなさるんですか、なさらないんですか。

議長（岩佐信一君） 都市建設課長。

都市建設課長（古積敏男君） 去年10月末に最初の種まきをやっております。ことしの春先、不順な天候で結構寒い日が続いたんですね。たしか5月9日にオープニングのセレモニーをやるというようなことで、いろいろうちの方でも気をもんだんですが、7月になってから、発芽率が悪いというようなことで、請負業者の方にはサービス工事で種まきをしていただいているんですね。それから、上土、砂をまいたりはしていただきました。

その後の管理につきましては、町の方でやるというようなことになっておりましたので、当然、工事が終われば引き継ぎが出てきますので、その中で、町の方で対応するということになっておりましたので、そこまで、業者の方には求めていなかったということでございます。以上です。

議長（岩佐信一君） ほかに質疑はありませんか。4番相澤久美子議員。

4番（相澤久美子君） 2点お伺いいたします。

14ページの3節の防犯灯の設置の件なんですけれども、今回、この400万円、1基幾らで何基設置する予定か。各行政区からの要望が相当出ていたと思うんですけれども、これでほぼ終了というか、すべて終わったのかどうか。

もう1点は10ページ、先ほどもちょっとあったんですけれども、寄附金、リードさんから今まで1,500万円寄附があったということは本当にありがたいことだと思うんですけれども、それなりの亘理町に対するいろいろな思いとか何かがあるのではないかなと思うんですけれども、その辺なんかはお聞きになっていらっしゃるのでしょうか。

議長（岩佐信一君） 総務課長。

総務課長（森 忠則君） まず第1点目の、14ページですね。諸費の中の工事請負費、防犯灯の補正ということで400万円です。当初と合わせて550万なんです、工事の種類

にはいろいろあるんですけれども、新設ということで、ちょっとお答えしますと、新設の関係が、電柱に共架する、合わせる、電柱につける、これが92ございます。それから、独立柱といいますか、別に電柱以外にポールを立ててそこに設置するのが12ございます。104基になります。そのほか、移動したり何だりするものもあるんですけれども、大体104基で550万円、1基幾らといいますのは、工事だったり、単体のものであったり、いろいろあるんですけれども、この計算でいきますと、やっぱり、1基三、四万円ででき上がるのかなと思います。今回、7月中に要望をとったような内容で、実際の、大変申しわけないんですが、結局、当初で予算をとったよりはだいぶ多い金額になってしまったというふうな結果がございます。

これを踏まえて、区長さん方に了解いただけるか、ちょっとまだわからないんですけれども、要するに、来年の当初予算に間に合うような形での要望を出していただいて、できれば来年の当初予算にきちっとしたような形で要望を受けようかなという、今、計画しております。以上でございます。

議長（岩佐信一君） 町長。

町長（齋藤邦男君） 先ほどの株式会社リードさんから15年間に渡りまして多大なるご寄附をちょうだいしております。その工場長というのは、ご案内のとおり、旭台に住んでいるわけでございます。おじいちゃんが県内初の105歳、住田さんが107歳、県内一の男性で長生きしたということで、毎年、私も敬老式典終了後訪問させていただき、さらには、ご案内のとおり、企業の就職、このために毎年訪問させていただいています。いろいろと面談いたしておるようでございます。住田さんについては、長崎県の五島列島の出身でございます。そして、107歳まで生きた方がその役場の収入役なのであります。そういうことから、やはり、この亘理町の住みよい旭台に来て、環境がよかったためにうちのじいちゃんが長生きしたということでの感謝の気持ちと、やはり、リードさんそのものについては、皆さんもご案内のとおり、金型での精密機械でございます。そういう中で、今までは、創業時点ではナイスリードということで事業を創設したわけでございますけれども、やはり、景気の低迷等によって、一時従業員等が半分になったとか、そういうことと、さらには、そういうナイスがいいのかどうかということで、やはりリードだけでいいという、名前をとったようです。それから、事業が順調に進んでおるといことです。さら

には、現在、ことしもいただいたわけでございますけれども、航空大学との精密機器の連携を図りながら、新たな精密機器の開発をしておるということで、亘理町に対しまして、さらには、じいちゃんがお世話になったということでの御礼というか、そういう心構えでのご寄附ではなかったかと思っています。そのために、学校整備というふうな内容というふうな寄附でございます。以上でございます。

議長（岩佐信一君） ほかに質疑はありませんか。8番安藤美重子議員。

8番（安藤美重子君） 2問、質問いたします。

14ページの先ほどもお話がありましたけれども、旧逢隈支所の解体700万円、その解体された跡地はどのように利用されるのか。

それから、もう一つは、20ページの防災対策経費の中の木造住宅診断の助成なんですけれども、これが15戸分ほど増加予定ということだったんですけれども、これはローラー作戦を実施した結果という形に町長は説明なさっていらっしゃいました。ローラー作戦を実施して、実際には、どれくらいの診断をしなくてはいけないお宅があったのか、この15戸だけではなくもっとあるんだと思いますけれども、その辺のところを説明をお願いいたします。

議長（岩佐信一君） 企画財政課長。

企画財政課長（佐藤仁志君） まず、第1点目の14ページでございます。普通財産等の管理経費での旧逢隈支所の跡地利用でございますが、これについては予算を計上する前に、逢隈地区の区長さん方、または議員さん方だとか、いろいろ逢隈地区に団体がございますから、そちらの方とちょっとお話をさせていただいて、町としてはやはり、財政が大変厳しいですから、跡地については、ここは早川公園の一角の用地になっているという経緯もございますので、子供の遊び場というのは、やはり土日休みでございますから、土日は逢隈小学校の校庭もスポーツ少年団が活発にサッカーと野球をやっているということでございますので、子供たちはどうしても公園を利用するというのが非常に最近多くなってきております。そういうことを考慮して、公園用地をしっかりとらせていただいて、今、公園については、一応、自転車置き場もないものですから、そういうものも今回の解体の中で配慮させていただいて、そして、残地に関しては、必要な分の公園をとった上で、地域の方々、いろいろご意見あるんですけれども、町としては一般に払い下げをしたいなという考え方も持

っています。

ただ、線型が、あそこには記念碑、それから、防火水槽、それからごみ置き場があります。そういうことで、非常に線型的にはきつい敷地というふうな状況もございます。そういうことから、跡地について、最終的な結論が出ませんでしたので、これからまた逢隈地区の皆さんと、やはり地区の方であそこにぜひという声があれば、そういうものを、意見を聞きながらよりよい方法で跡地利用をしたい。

もし、それでなくても町のために、じゃあ、一般に売り払いしていいんじゃないですかというご意見があれば、そのように進めさせていただきたいということで、まだ、決定までには至っていないという経過でございます。以上でございます。

議長（岩佐信一君） 都市建設課長。

都市建設課長（古積敏男君） 木造住宅の耐震診断の助成事業についてですが、これにつきましては、国から2分の1、それから県の方から4分の1の補助、それから、町の助成が4分の1というようなことで事業を進めてきております。今年度の当初予算の中で、国・県の方といろいろ協議したら、10戸分の補助が認められております。今年度予算の分なんですけど、8月末までに4戸の申し込みがございました。件数が少ないというようなことで、7月の末にローラー作戦を実施しております。これにつきましては、南町北地区、それから、南町の南地区の75戸を対象に1軒、1軒、訪問して実施いたしました。その後、実施した後なんですけど、同じ地区から7戸の申し込みがありました。それから、ほかの地区から1戸というようなことで8戸の申し込みが来ている。今現在、予算が10戸分に対して12件の申し込みが来ているという状況でございます。このローラー作戦というのは、県の方でも市町村に対してぜひ実施するよというふうなことで進めております。6月、7月ごろにNHKのテレビというか、そういうところでも仙台市の方のローラー作戦が載っていたわけなんですけど、町の方としましても、秋、10月、11月ごろにはもう一回、100戸程度を対象にして、ローラー作戦を実施していきたいと考えております。

この事業につきましては、来年度以降も進めて、耐震診断、自分のうちがどういう状況になっているのかというものを知ってもらっただけでも、防災意識の向上につながるのかなと考えておりますので、こういう方法を来年度以降も続けてやっていきたいと考えております。以上です。

議長（岩佐信一君） ほかに質疑はありませんか。6番高野孝一議員。

6番（高野孝一君） 18ページになります。3目の観光費、ゆるキャラの関係です。成実をイメージした着ぐるみというふうに、話あったんですけども、最初に、その話はどこから出たのかが一つ。

それと、この着ぐるみは、今、観光協会なんかでもデザインされたものがありますけれども、それをあくまでも基本にして立体化するのかどうか。

それを今度、先ほど公募するというふうな形だったんですけども、一般公募するのか、それとも専門家のデザイナーの方に委託するのか。その辺が三つ目。

着ぐるみのデザインができた場合に、着ぐるみ、当然、つくらなければならないですね。一つつくるか、二つつくるか、わかりませんが、その作成料。それとイベントなんかには、それが出向いていくわけですけども、中に入るのが産業観光課の方なのか、まるきり一般の方を募集してやるのか。その辺の経費も含めて、何回出向くかわかりませんが、その辺の1年間の経費。それから、何回出るかというふうな点をお聞きいたします。

議長（岩佐信一君） 産業観光課長。

産業観光課長（東 常太郎君） このゆるキャラの関係でございますが、どのような形で募集するかということでございますが、これはやっぱり町の戦略の中で、観光客をいかに誘客するか。そういう観点から、やっぱりそういうもののイメージキャラクター、どこの県でもつくっております。たまたま成実公の発想というのは、仙台市で武将隊がちょうどできたものですから、まず、新たなものをつくるのでは大変ではないのかなど。そういうことで、成実公が、観光協会の方でつくった経緯がありますので、あれに形を与えた方がかえって町のシンボルとして、今まで成実公を奉っておりますので、それをやっていく方がいいんじゃないかということで発想した次第でございます。

また、観光協会の成実については、観光協会が確かに5年前にある業者に頼んでつくった経緯がございます。それで、先ほど島田議員もおっしゃったように、商標権についてはうちの方でとっているということでございます。

また、デザイン関係につきましては、うちの方で今考えているのは、検討委員、一般の人たち、私の中では10人ちょっとぐらいの形では考えているんですけど

も、商工会に関係しているお店の方々、若手の方々や、また、農協の職員とか、そういう販売、商品を買っている方々の意見を聞いて検討委員会を立ち上げたいなど。その中で、キャラクターデザイン委託料ということで今回30万円ほど見ている。これは今、むすび丸君をつくったある業者が、県の方でお願いした業者があります。その辺に聞いて、「どのぐらいかかるんですか」という見積もり、ただ、この見積もりの中では、あくまでもこういうものをつくってくださいというひな型をまずある程度聞かないとうまくないよという話でございましたので、検討委員会で具体的なある程度の立体的なものを検討委員会を立ち上げて、先ほど言った業者の方をお願いしようかなというような考えでありましたが、先ほど島田議員が何も、要するに宮城県にあるデザイン学校、そういうところをお願いしてもいいんじゃないかというような話もありました。そういうことを検討委員会で検討を重ねていきたいなと考えています。

また、キャラクターの中に入る人はだれなのかというような形になりますが、うちの方の職員になるかと思えます。

作成費につきましては、デザイン委託料の中で、どのぐらいかかるのかも、この中でお願いしたいなと考えております。また、キャラクターをつくるためのお金というのはいかほどなのか。たしか、むすび丸君については100何万という話は聞いております。ですから、その辺、150万円ほどという話は聞いています。その辺をデザインの業務委託の中で、どのぐらいかかるのか、試算していこうと思っております。以上でございます。

議長（岩佐信一君） 高野孝一議員。

6 番（高野孝一君） ちょっと理解しないところがあるんですが、今、観光協会で、さっき、課長が言った電波を発信しているようなキャラクターをメインにしてやるわけです。さっき言った、たしか10年くらい前にできたんですけども、だれがつくったか、わかると思います。地元の方がつくっていると思うんですけども。例えば、島田さんはデザイン学校とか、簡単に出すのもいいんですけども、確かにあはは亘理町に住んでいて、亘理町の方がつくるから、我々も愛着が出てくるというのがあるんですよ。ですから、今回、あくまでも成実を中心にイメージしたキャラクターをつくるのだったら、外注、ほかでもいいんですけども、私はやっぱり地

元の方たち、今言った、それをつくった方も地元なので、やはり、今回つくる着ぐるみのイメージも地元の方、私、すごく漫画とか好きな人を3人知っていますけれども、結構いるんです。そういう方たちが、私は、つくることによって、地元の人がやっぱり愛着がわくというのが前提にあると思うんですよ。そういうふうなことをまず考えてほしいと思います。

それと、ここに経費30万あって、そのほかに着ぐるみ150万かかるとします。すると180万かかって、それで観光PRするのもいいんでしょうけれども、今、そういうふうな、この時期に180万もかけてゆるキャラをつくりましたと。ちょっと話飛びますけれども、工場誘致をきちんとしない状況で、180万もかけてゆるキャラをつくったときに、町民に説明がつくのかどうか、ちょっと私は心配なんです。その辺、ちょっとどう考えているのか。

議長（岩佐信一君） 産業観光課長。

産業観光課長（東 常太郎君） まず、今、議員さんが言ったように、町民の方がデザインしたという認識は私の方では持っておりません。というのは、ある業者が、お金委託してつくったと私は聞いております。その業者が商標権については大丈夫だよというのを私なりに、この事業を上げるためにはいろいろ調べた経緯があるんですけども、今初めてそのような話をお聞きしました。それから、検討委員の中で、議員さんがそのように、漫画とか、そういう3人も知っているとなれば、うちの方でその人まずどういう人なのか照会させていただきまして、そういう方を検討委員の中に加えていきたいなと考えております。

また、150万というのは、あくまでもむすび丸君のピンバッジをつくったときのお金が150万ほどということ概算で聞いております。それがうちの方でつくった場合、150万になるのかというと、それはそれでまだまだ定かではございません。ただ、先ほど言うように、こういう企業誘致の関係の形でこういう多大なお金を支出するのはいかがかというような観点でございしますが、私は、先ほど冒頭に言ったように、観光客を誘客するような形になれば、一層、そういう形でPRしていけばそれなりの事業効果があるものではないのかなと私は考えておりますので、このキャラクターをつくって宣伝をして多くの観光客を誘客したいと考えております。以上でございます。

議長（岩佐信一君） 副町長。

副町長（齋藤 貞君） 関連で私の方から申し上げたいと思います。

まず、デザインの件なんですけれども、町内の方を対象にして募集したらいいんじゃないかと。それから、先ほどは、島田議員さんは、仙台にあるデザイン学校、やっぱりこれは広くいろいろなデザインもあった方が、例えば一つあるより二つ、二つより三つ、多少範囲を広げた方がいいんじゃないかとか、私も考えております。内部的に、後、調整してまいりたいと思いますし、今、課長が言いましたように、検討委員会も立ち上げると。その中で十分議論していきたいと思います。

それと、観光業の件なんですけれども、企業立地、今、スタートしたところで、こういう経費ということなんですけれども、やはり観光業をこれから重要な、亶理町にとって非常に大きな産業に育てるべきだと思います。日本の全国的にはたしか2,000万人を目標にしていると思うんですけれども、2,000万では、とてもじゃないけれども、世界のレベルからすれば足りないんじゃないかと。目標としてはやはり5,000万ぐらい。そういった意見もございます。亶理町はたしかまだ100万人まで行っていないかなというところなんですけれども、目標は大きく200万でどうかなと私自身は思っております。

というのは、先日、二、三日前の河北新報にもありましたけれども、白石でも何かキャラクター、片倉の、そこに成実さんがいるんですね。成実、ありがたいですね、仙台もやってくれるし、白石もやってくれる。やっぱり亶理町も当然やっていたのかなと、成実公ですね。それと例のこばやし弁当でもって、いわゆる伊達政宗の弁当をつくりましたよね。その中での中心がはらこ飯ですね。大変ありがたいなと思って、私、電話を二、三回したんですけれども、亶理のはらこ飯とかち合うとうまくないから、怒られるかななんて心配しながら、今考えていたんですけれども、こばやし弁当の社長に、ちょっと、昔からのなじみなものですから、会社の資料か何か、あれも一つの大きな宣伝になるわけです。ですから、観光業というのはやはり相当情報発信というか、宣伝していかないと誘客できない。そういう面では、企業誘致とはまた別に新たに観光業を立ち上げていく、大きくして、拡大していくと、そういう観点からひとつご支援いただければなど、このように思います。以上でございます。

議長（岩佐信一君） 高野孝一議員。

6 番（高野孝一君） ゆるキャラ、着ぐるみをつくったときに経済効果があるのではないかなじゃなくて、ありますというふうな数字をちゃんと示すべきではないのかと私は思います。そのデザインの作成に関しては、私、最初から携わっていて、私ともう一人の役場職員の方で、そのところに行ってお願いしてつくっていただいたということでございまして、まるきり素人の方でやった。これ、お金が絡んだかどうか、私はわかりませんが、絡んだにしても本当に薄謝でやったはずで、最初の話だけ。

議長（岩佐信一君） 産業観光課長。

産業観光課長（東 常太郎君） まず、数字で示せというようなことですが、今、亘理町に、年間の観光客の誘客というのは、先ほど、副町長が言ったように、たしか、100万までは、私の記憶は80万ぐらいじゃないかなと。その中で、来年に向けてつくった場合に、その80万以上の誘客をするように頑張るしかないのかなという観点でございまして。

また、高野議員さんがまざって、そういう成実公のデザインについて、つくったんだというのを、大変、私認識不足で大変申しわけございません。再度その辺、調査させていただきたいと考えております。以上でございます。

議長（岩佐信一君） ほかに質疑はありませんか。13番山本久人議員。

13 番（山本久人君） まず、14ページの防犯灯なんですけれども、数が大分多いんですけれども、ちらっと新聞なんかで、青色の防犯灯をつけると犯罪防止に役立つとか、ちらっと聞いたんですけれども。それから、蛍光灯がうちの前にもあって、数年に1回は必ず切れるんですけれども、そこのところをよくLEDとか長寿命で低消費電力なんていうものも、そういうものを実験的に数カ所やるとか、そういうお考えはありますか。というのが14ページです。

それから、18ページの、先ほどのキャラクターデザインなんですけれども、まるごとコレクションにも、裏の方に出ているので、私ようやく初めて気づいたんですけれども。こういうゆるキャラでいくのか、それとも、ひこにゃんとか、せんとくんとか、むすび丸みたいな、本当に幼稚園児でも似顔絵を書けるような単純なというか、かわいいデザインにするのか。それとも、片倉小十郎なんていうのはゲーム

のキャラクターで、女の子が全国から集まるような格好いい男の子というか、ちょっと若い女の子があこがれるようなデザインでいくのか。その辺の方向性、どちらで、これを見るとゆるキャラでいくみたいな話なんですけれども、その確認です。

それから、22ページの、先ほどの亘理運動場の井戸の話なんですけれども、これは今回の猛暑対策ということなので、完成していると考えてよろしいのかということ。3点お願いします。

議長（岩佐信一君） 総務課長。

総務課長（森 忠則君） 第1点目の防犯灯の関係でございますけれども、LEDにすれば非常にもちもいいですし、電気料も安いんですけれども、まだ出始めといいますか、値段的に高いんですね。町でそれを、相当の数、町の中にありますので、検討はさせていただきますが、今回の宮城県の環境税の導入もあわせて、その使い道といいますか、そういうものもあわせてちょっと検討していきたいというふうには思います。ただ、今の段階では、即LEDに変えていくというようなことは考えておりません。

議長（岩佐信一君） 産業観光課長。

産業観光課長（東 常太郎君） 2点目についてお答えします。

まず、今、歴女ブームということで、先ほど、うちの副町長も答えたように、白石城の方でも武将隊、そういうようなキャラクターをつくっております。私が今考えているのは、やっぱり子供から大人まで親しまれるようなイメージキャラクターをつくりたいなど。それは私の中での話ですけれども、これも検討委員会の中で検討すべき事項ではないのかなと考えております。以上でございます。

議長（岩佐信一君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（佐々木利久君） 今回、亘理運動場井戸ポンプにつきましては、この時期に補正予算を計上させていただきましたが、実際におきましては、8月初めからのこの暑さで、通常管理につきましては、日中は職員、約3時半過ぎぐらいから亘理、鳥の海、それぞれ水まきをし、5時以降、サッカー協会にバトンタッチするということで、毎日のように水かけをしておりましたし、急遽、亘理消防団のポンプ車をお借りしまして水まきもしたという状況がございます。そういうこともございまして、当初予算等々で予算組みさせていただいたお金を使いまして工事はさせていた

だいているという経緯はございます。その点につきましては、議会軽視と言われると、大変申しわけなく思っております。ただ、先食いしたものですから、計画しておりました工事請負並びに備品の購入ができませんので、その分を今回追加補正させていただいたということでございます。よろしくお願ひしたいと思ひます。

議 長（岩佐信一君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長（岩佐信一君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長（岩佐信一君） 討論なしと認めます。

これより、議案第57号 平成22年度亙理町一般会計補正予算（第2号）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議 長（岩佐信一君） 異議なしと認めます。よって、議案第57号 平成22年度亙理町一般会計補正予算（第2号）の件は、原案のとおり可決されました。

この際、昼食のため暫時休憩をいたします。

再開は午後1時30分といたします。休憩。

午後0時29分 休憩

午後1時26分 再開

議 長（岩佐信一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第7 議案第58号 平成22年度亙理町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）

議 長（岩佐信一君） 日程第7、議案第58号 平成22年度亙理町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）の件を議題といたします。当局から提案理由の説明を求めます。上下水道課長。

上下水道課長（清野博文君） それでは、議案第58号 平成22年度亙理町公共下水道事業特

別会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。

1ページをお開きください。

平成22年度亘理町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ400万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ17億861万3,000円とするものがございます。

それでは、歳入の方からご説明いたしますので、8ページ、9ページをお開きください。

歳入4款1項1目一般会計繰入金86万3,000円の減額でございますが、繰越額が確定したことに伴い、一般会計繰入金を減額補正するものがございます。

第5款1項1目繰越金の86万3,000円でございますが、平成21年度の繰越額が確定したことに伴い増額補正するものがございます。

6款3項1目受託事業収入の400万円につきましては、県事業で行っております駅前大通り線の道路改築工事に伴います事業収入でございます。

それでは、歳出の方をご説明しますので、10ページ、11ページをお開きください。

2款1項1目未普及解消下水道事業費でございますが、需用費に19万2,000円、工事請負費に380万8,000円の追加補正ですけれども、歳入にもありましたように、県事業の駅前大通り線の道路改築工事に伴いまして、既設下水道管のうち、支障となる管樋を撤去及び移設するものがございます。

以上で説明を終わりますので、よろしくご審議方をお願いいたします。

議長（岩佐信一君） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） 討論なしと認めます。

これより、議案第58号 平成22年度亘理町公共下水道事業特別会計補正予算（第

1号)の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(岩佐信一君) 異議なしと認めます。よって、議案第58号 平成22年度互理町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)の件は、原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第59号 平成22年度互理町老人保健特別会計補正予算
(第1号)

議長(岩佐信一君) 日程第8、議案第59号 平成22年度互理町老人保健特別会計補正予算(第1号)の件を議題といたします。当局から提案理由の説明を求めます。保健福祉課長。

保健福祉課長(佐藤 浄君) それでは、議案第59号 平成22年度互理町老人保健特別会計補正予算(第1号)についてご説明申し上げます。

平成22年度互理町老人保健特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ57万9,000円とするものでございます。

それでは、初めに歳出からご説明申し上げますので、10ページ、11ページをお開きいただきたいと思っております。

3款1項1目償還金4万円の増額でございます。これにつきましては21年度分の支払基金の医療費交付金の確定に伴います清算分でございます。

続きまして、歳入についてご説明いたしますので、8ページ、9ページをお開きいただきたいと思っております。

4款1項1目一般会計繰入金5,000円の増額でございます。これにつきましては、償還金の不足分を一般会計から繰り入れをするものでございます。

5款1項1目繰越金3万5,000円の増額でございますが、これにつきましては、繰越金の確定に伴います補正でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

議長（岩佐信一君） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） 討論なしと認めます。

これより、議案第59号 平成22年度亶理町老人保健特別会計補正予算（第1号）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） 異議なしと認めます。よって、議案第59号 平成22年度亶理町老人保健特別会計補正予算（第1号）の件は、原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第60号 平成22年度亶理町介護保険特別会計補正予算（第1号）

議長（岩佐信一君） 日程第9、議案第60号 平成22年度亶理町介護保険特別会計補正予算（第1号）の件を議題といたします。当局から提案理由の説明を求めます。保健福祉課長。

保健福祉課長（佐藤 浄君） それでは、議案第60号 平成22年度亶理町介護保険特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

平成22年度亶理町介護保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ494万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ19億4,952万7,000円とするものでございます。

それでは、初めに、歳出からご説明いたしますので、10ページ、11ページをお開きいただきたいと思っております。

初めに、6款1項1目第1号被保険者保険料の還付金20万円の増額でございます。これにつきましては、年度末に転出等による異動が多く、還付金がふえたため、今後において不足が生じることから、20万円の増額補正するものでございます。

続きまして、3項1目返還金474万8,000円の増額でございます。これにつきましては、支払基金からの21年度介護給付費交付金及び地域支援事業交付金の事業費が確定したことに伴いまして、清算によります返還金でございます。

次に、歳入についてご説明申し上げますので、8ページ、9ページをお開きいただきたいと思っております。

8款2項1目介護給付費準備基金繰入金492万7,000円の増額でございます。これにつきましては、歳出に合わせまして、介護給付費準備基金の方から繰り入れをするものでございます。

9款1項1目繰越金でございますが、2万1,000円の増額でございます。繰越金の確定に伴います増額補正でございます。

以上でご説明を終わります。よろしくご審議お願いいたします。

議長（岩佐信一君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） 討論なしと認めます。

これより、議案第60号 平成22年度亘理町介護保険特別会計補正予算（第1号）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） 異議なしと認めます。よって、議案第60号 平成22年度亘理町介護保険特別会計補正予算（第1号）の件は、原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第61号 平成22年度亘理町後期高齢者医療特別会計

補正予算（第1号）

議長（岩佐信一君） 日程第10、議案第61号 平成22年度亘理町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の件を議題といたします。当局から提案理由の説明を求めます。保健福祉課長。

保健福祉課長（佐藤 浄君） それでは、議案第61号 平成22年度亘理町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。

平成22年度後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ79万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億7,756万8,000円とする。

今回の補正につきましては、21年度の保険料のうち、4月、5月に納入されました保険料につきまして、22年度に繰り越しまして保険料負担金として広域連合へ納付するものが主な内容でございます。

この補正につきましては、歳入の方からご説明させていただきたいと思っておりますので、8ページ、9ページをお開きいただきたいと思います。

3款1項1目事務費繰入金4,000円の減額でございます。これにつきましては、事務費において繰越金が生じたため、同額を一般会計の繰越金から減額するものでございます。

4款1項1目繰越金80万3,000円の増額でございます。右側の説明欄にございますが、まず一つ目が、事務費の繰入金が4,000円でございます。続きまして、保険料の繰越金77万3,000円でございますが、4月、5月に納付されました保険料について、広域連合では新年度での納付金として受けるため、4・5月の納付金を22年度に繰り越したものでございます。

続きまして、保険料の還付未済繰越金2万6,000円でございますが、これにつきましては、年度末に発生しました保険料の還付金のうち、還付先がそれぞれの保険者なのか、あるいは個人なのか確定しなかった分を繰り越したものでございます。

それでは、続きまして、歳出についてご説明いたしますので、次ページの10ペー

ジ、11ページをお開き願いたいと思います。

2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金77万3,000円の増額補正及び3款1項1目後期高齢者医療保険料等還付金2万6,000円の増額補正でございますが、それぞれ繰り越しいたしました分を保険料負担金として、それから、還付金として、支出するため、それぞれ同額補正するものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

議長（岩佐信一君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） 討論なしと認めます。

これより、議案第61号 平成22年度亶理町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） 異議なしと認めます。よって、議案第61号 平成22年度亶理町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の件は、原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第62号 平成22年度亶理町水道事業会計補正予算
（第1号）

議長（岩佐信一君） 日程第11、議案第62号 平成22年度亶理町水道事業会計補正予算（第1号）の件を議題といたします。当局から提案理由の説明を求めます。上下水道課長。

上下水道課長（清野博文君） それでは、議案第62号 平成22年度亶理町水道事業会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。

第1条、平成22年度亶理町水道事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第2条、予算第3条に定めた収益的支出の予定額は、次のとおり補正する。

支出、第1款第2項営業外費用、既決予定額9,563万7,000円から887万9,000円を減額補正し、8,675万8,000円とするものでございます。

第3条、予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額は、次のとおり補正する。

収入、第1款第2項工事負担金、既決予定額1,950万円に250万円を追加補正し、2,200万円とするものでございます。

支出、第1款第1項建設改良費、既決予定額1億7,046万7,000円に3,720万円を追加し2億766万7,000円とするものでございます。

第2項企業債償還金1億4,584万5,000円に821万9,000円を追加し、1億5,406万4,000円とするものでございます。

それでは、次のページ、2ページ、3ページをお開きください。

収益的支出、第1款第1項第1目原水及び浄水費、委託料で800万円の減額、修繕費で800万円の増額となっております。これにつきましては、田沢浄水場の3号ろ過池の集水盤に亀裂が発見されたことによりまして修繕が必要となったため、組み替えを行うものでございます。

2項1目支払利息及び企業債取扱諸費1節企業債利息887万9,000円の減額補正ですが、これにつきましては平成21年度起債借りに伴い利息の軽減が図られたことによるものでございます。

それでは、次のページ、4ページ、5ページをお開きください。

資本的収入、1款2項1目工事負担金の250万円につきましては、町道板橋一本松線の配水管移設工事に伴う工事負担金でございます。

資本的支出、1款1項2目拡張事業費の工事請負費の1,000万円の増額につきましては、都市建設課の方で実施いたします狐塚橋の橋梁架替工事に合わせて、町道柴街道線に配水管を布設するものが主なものでございます。

3目改良事業費の委託料の280万円の減額につきましては、町道大森山線の水管橋の実施設計業務の確定により減額補正するものでございます。工事請負費の3,000万円の増額につきましては、国土交通省で実施いたします国道6号線葬祭場入り口の堀の内の交差点の右折レーン工事に係りまして、あわせまして国道6号線

に埋設されております老朽管、これにつきましては昭和47年に布設したものでございます。その布設がえを行うものと、町道板橋一本松線配水管移設工事の分でございます。

2項1目の企業債償還金の821万9,000円の増額につきましては、平成21年度の借りかえに伴います元金償還の余りによる増加分を補正するものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議方お願いいたします。

議長（岩佐信一君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。3番鞠子幸則議員。

3番（鞠子幸則君） 4ページですね。1款2項1目、1点だけです。今回、企業債の借りかえに伴う措置でありますけれども、企業債の借換えに伴う軽減は、額として幾らになっておりますか。

議長（岩佐信一君） 上下水道課長。

上下水道課長（清野博文君） ここにある企業債利息の軽減分あるわけですが、借換えに伴います軽減については、全体で5,069万3,000円ほどありまして、22年度の軽減分で864万6,000円ほどございます。

なお、ここで企業債利息で887万9,000円になっておりますけれども、その残りの分につきましては、21年度で当初借換えの分の予定よりも低利だったために20万円ほど減額補正するものでございます。以上でございます。

議長（岩佐信一君） ほかに質疑はありますか。1番小野一雄議員。

1番（小野一雄君） 3ページの修繕費の800万円。田沢浄水場の水道管云々と今説明ありましたけれども、もう少し詳しく中身を教えてくださいと思います。

議長（岩佐信一君） 上下水道課長。

上下水道課長（清野博文君） ろ過池につきましては、1号から3号まであるわけですが、そのうちの3号ろ過池というふうなことで、浄水場の一番南側にあるろ過池なんですけれども、そこで、当初、ストレーナーという砂が入っているものが、外に漏れないようなものが砂が漏るというふうなことで、砂を上げてそこを修理しようとしたところ、集水盤に亀裂が入っているというふうなことで、それにつきましては、今後、砂を入れて埋め戻してまた使用していると、いずれその盤が亀裂が大きくなって使い物にならなくなるというふうなことで、急遽、その盤につきまして

は、現場打ちでコンクリートで打っているものですから、今現在、そこについては現場打ちできませんので、ステンレスの方でつくってきて、そこで組み立てるといふふうな工事になります。以上でございます。

議長（岩佐信一君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） 討論なしと認めます。

これより、議案第62号 平成22年度亶理町水道事業会計補正予算（第1号）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） 異議なしと認めます。よって、議案第62号 平成22年度亶理町水道事業会計補正予算（第1号）の件は、原案のとおり可決されました。

日程第12 報告第4号 平成21年度亶理町健全化判断比率及び資金不足比率についてから

日程第13 報告第5号 平成21年度亶理町水道事業会計の資金不足比率についてまで

（以上2件一括議題）

議長（岩佐信一君） 日程第12、報告第4号 平成21年度亶理町健全化判断比率及び資金不足比率について及び日程第13、報告第5号 平成21年度亶理町水道事業会計の資金不足比率についての以上2件は関連がありますので、一括議題といたします。

初めに、報告第4号について当局から提案理由の説明を求めます。企画財政課長。

企画財政課長（佐藤仁志君） それでは、議案の方の資料の11ページをお開きいただきたいと思います。

報告第4号 平成21年度亘理町健全化判断比率及び資金不足比率について。

平成21年度亘理町健全化判断比率及び資金不足比率について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により下記のとおり報告するものでございます。

記としまして、健全化判断比率、区分から、左側から右に説明申し上げます。実質赤字比率並びに連結実質赤字比率については、今回、指標については黒字となっているため、数値としてあらわせないものとなっております。次に、実質公債費比率でございますが、前年度をさらに1.0%下回りまして11.0%となったところでございます。指標の参考でございますが、早期健全化基準については25%、財政再生基準については35%ということで、大幅に下回っているという内容でございます。最後に、将来負担比率についてでございますが、41.8%ということで、早期健全化基準の350.0%を大きく下回っているものであります。

次に、資金不足比率について説明を申し上げます。

これについては、特別会計の関係でございます。公共下水道事業特別会計、わたり温泉鳥の海特別会計及び工業用地等の造成事業特別会計、この3会計とも、資金不足が生じていないため、数値としてあらわせないものとなっております。

以上で報告を終わります。

議長（岩佐信一君） 次に、報告第5号について当局からの提案理由の説明を求めます。

上下水道課長。

上下水道課長（清野博文君） それでは、12ページをお開きいただきたいと思います。

報告第5号 平成21年度亘理町水道事業会計の資金不足比率についてご説明いたします。

平成21年度亘理町水道事業会計の資金不足比率について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により下記のとおり報告するものでございます。

資金不足比率、特別会計の名称、亘理町水道事業会計。資金不足比率、資金不足が生じていないため、数値としてあらわせないものとなっております。

以上で説明を終わらせていただきます。

議長（岩佐信一君） 以上で報告第4号 平成21年度亘理町健全化判断比率及び資金不足

比率について及び報告第5号 平成21年度亘理町水道事業会計の資金不足比率についての説明が終わりましたが、本件は報告だけでありますので、ご了承を願います。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

ご苦労さまでした。

午後1時54分 散会

上記会議の経過は、事務局長 佐藤正司の記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

亘理町議会議長 岩佐信一

署名議員 鈴木高行

署名議員 平間竹夫